

指定要件チェック表（第1表）（条例第4条第1項第1号に適合する旨を説明する書類）

法人名	特定非営利活動法人 てらこや食堂ラッキーズ	実績判定期間	令和4年4月1日～令和6年3月31日
-----	--------------------------	--------	--------------------

(1) 市内で活動する特定非営利活動法人であること。

チェック欄



特定非営利活動法人の活動地域

	①	②	③	④	⑤	申出日の属する 事業年度
判定の対象となる 各事業年度	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
市内で活動する特 定非営利活動法人 である。	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
活 動 地 域	相模原市南区 相模大野	相模原市南区 相模大野				相模原市南区 相模大野
備 考	①食事を提供 する事業 ②学習指導を する事業 ③放課後の居 場所を提供す る事業	①食事を提供 する事業 ②学習指導を する事業 ③放課後の居 場所を提供す る事業				①食事を提供 する事業 ②学習指導を する事業 ③放課後の居 場所を提供す る事業

指定要件チェック表（第2表）（条例第4条第1項第2号に適合する旨を説明する書類）

法人名	特定非営利活動法人 てらこや食堂ラッキーズ	実績判定期間	令和4年4月1日～令和6年3月31日
<p>(2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。</p> <p>ア 地域の課題の解決又は地域の活性化に資する特定非営利活動(特定非営利活動促進法第2条第1項に規定する特定非営利活動をいう。以下同じ。)に係る事業を行っている特定非営利活動法人であって、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>(ア) 特定非営利活動に係る事業の実績を有し、かつ、その継続的な実施が見込まれ、当該事業の内容が次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>a 不特定かつ多数の市民の利益に資すること。</p> <p>b 市の計画又は施策の方向性に沿うこと。</p> <p>(イ) 当該特定非営利活動法人以外のものからの支援又は支持を受けている実績がある者で、次に掲げる基準のいずれかに適合すること。</p> <p>a 実績判定期間(指定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年(指定を受けたことのない特定非営利活動法人が指定を受けようとする場合にあっては2年、市長が特に認める場合にあっては2年を超えない期間で市長が定める期間)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいう。以下同じ。)内の日を含む各事業年度における判定基準寄附者(当該事業年度における同一の者からの寄附金(寄附者の氏名(法人にあっては、その名称)その他の規則で定める事項が明らかな寄附金に限る。以下このaにおいて同じ。))の額の総額(当該同一の者が個人である場合には、当該事業年度におけるその者と生計を一にする者からの寄附金の額を加算した金額)が規則で定める額以上である場合の当該同一の者をいい、当該申出に係る特定非営利活動法人の役員である者及び当該役員と生計を一にする者を除く。以下同じ。)の数(当該事業年度において個人である判定基準寄附者と生計を一にする他の判定基準寄附者がいる場合には、当該判定基準寄附者と当該他の判定基準寄附者を1人とみなした数)の合計数に12を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た数が規則で定める数以上であること。</p> <p>b 国若しくは地方公共団体その他の公共団体(以下「国等」という。)からの助成又は国等との協働による特定非営利活動に係る事業の実施その他の規則で定める国等からの支援又は支持を受けている実績があること。</p> <p>c 地域の住民で構成する団体、企業等(以下「地域団体等」という。)からの助成又は地域団体等との協働による特定非営利活動に係る事業の実施その他の規則で定める地域団体等からの支援又は支持を受けている実績があること。</p> <p>d 特定非営利活動促進法別表第1号から第18号までに掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動に係る事業を行っている特定非営利活動法人であって、当該連絡等の活動による支援を受けている規則で定める数以上の団体からの支持を受けている実績があること。</p> <p>e aからdまでに規定する実績に準ずるものとして市長が適当と認める実績があること。</p> <p>イ 当該特定非営利活動法人が、地方税法第37条の2第1項第4号又は第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人として、神奈川県又は神奈川県内の他の市町村の当該寄附金を定める条例で定められているもので、市長が適当と認めたものであること。</p>			<p>チェック欄</p> <p>✓</p>



b 市の計画又は施策の方向性に沿うこと。

法人の活動 (具体的な事業)	割合	市の計画又は施策 (計画、施策等の名称)	方向性に沿っている内容・理由
	100%		
	%	( )	
	%	( )	

(イ) 当該特定非営利活動法人以外のものからの支援又は支持を受けている実績がある者で、次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

① 当該特定非営利活動法人以外のものからの支援又は支持を受けている実績がある。

判定の対象となる 各事業年度	①	②	③	④	⑤	申出日の属する事業年度
	令和4年4月1日から	令和5年4月1日から	平成 年 月 日から	平成 年 月 日から	平成 年 月 日から	令和6年4月1日から
	令和5年3月31日まで	令和6年3月31日まで	平成 年 月 日まで	平成 年 月 日まで	平成 年 月 日まで	令和7年3月31日まで
支援又は支持を受けている実績の有無	有・無 (地域団体等)	有・無 (地域団体等)	有・無 ( )	有・無 ( )	有・無 ( )	有・無 (地域団体等)

② 実績の内容

支援又は支持を受けている実績	実績の内容等
地域団体等からの支援または支持を受けている実績	[内容] 社会福祉法人相模原市社会福祉協議会による補助金「子ども健やか育成事業助成」の交付
	[期間等] 令和4年4月1日～令和5年3月31日、令和5年4月1日～令和6年3月31日、 令和6年4月1日～令和7年3月31日

事業計画等

	現在（申出の事業年度）	2年目	3年目	4年目	5年目
事業の計画	<p><b>食事を提供する事業</b></p> <p>・内容 参加者に栄養のある温かい夕食の提供を行う</p> <p>・日時 平日の16:30～19:00 但し年末年始、お盆の休館日を除く</p> <p>・場所 てらこや食堂 ラッキーズ</p> <p>・従事者人員 20人</p> <p>・対象者 小学生及び中学生 20人</p> <p>・支出見込額 2,026,000円</p>	<p><b>食事を提供する事業</b></p> <p>・内容 参加者に栄養のある温かい夕食の提供を行う</p> <p>・日時 平日の16:30～19:00 但し年末年始、お盆の休館日を除く</p> <p>・場所 てらこや食堂 ラッキーズ</p> <p>・従事者人員 20人</p> <p>・対象者 小学生及び中学生 20人</p> <p>・支出見込額 2,030,000円</p>	<p><b>食事を提供する事業</b></p> <p>・内容 参加者に栄養のある温かい夕食の提供を行う</p> <p>・日時 平日の16:30～19:00 但し年末年始、お盆の休館日を除く</p> <p>・場所 てらこや食堂 ラッキーズ</p> <p>・従事者人員 23人</p> <p>・対象者 小学生及び中学生 25人</p> <p>・支出見込額 2,050,000円</p>	<p><b>食事を提供する事業</b></p> <p>・内容 参加者に栄養のある温かい夕食の提供を行う</p> <p>・日時 平日の16:30～19:00 但し年末年始、お盆の休館日を除く</p> <p>・場所 てらこや食堂 ラッキーズ</p> <p>・従事者人員 23人</p> <p>・対象者 小学生及び中学生 25人</p> <p>・支出見込額 2,080,000円</p>	<p><b>食事を提供する事業</b></p> <p>・内容 参加者に栄養のある温かい夕食の提供を行う</p> <p>・日時 平日の16:30～19:00 但し年末年始、お盆の休館日を除く</p> <p>・場所 てらこや食堂 ラッキーズ</p> <p>・従事者人員 23人</p> <p>・対象者 小学生及び中学生 25人</p> <p>・支出見込額 2,100,000円</p>
	<p><b>学習指導をする事業</b></p> <p>・内容 来所した児童に学習指導及びサポートを行う</p> <p>・日時 同上</p> <p>・場所 同上</p> <p>・従事者人員 20人</p> <p>・対象者 同上</p> <p>・支出見込額 150,000円</p>	<p><b>学習指導をする事業</b></p> <p>・内容 来所した児童に学習指導及びサポートを行う</p> <p>・日時 同上</p> <p>・場所 同上</p> <p>・従事者人員 20人</p> <p>・対象者 同上</p> <p>・支出見込額 150,000円</p>	<p><b>学習指導をする事業</b></p> <p>・内容 来所した児童に学習指導及びサポートを行う</p> <p>・日時 同上</p> <p>・場所 同上</p> <p>・従事者人員 23人</p> <p>・対象者 同上</p> <p>・支出見込額 180,000円</p>	<p><b>学習指導をする事業</b></p> <p>・内容 来所した児童に学習指導及びサポートを行う</p> <p>・日時 同上</p> <p>・場所 同上</p> <p>・従事者人員 23人</p> <p>・対象者 同上</p> <p>・支出見込額 180,000円</p>	<p><b>学習指導をする事業</b></p> <p>・内容 来所した児童に学習指導及びサポートを行う</p> <p>・日時 同上</p> <p>・場所 同上</p> <p>・従事者人員 23人</p> <p>・対象者 同上</p> <p>・支出見込額 180,000円</p>
	<p><b>放課後の居場所を提する事業</b></p> <p>・内容 放課後等をひとりで過ごし食事を摂る児童に対し居場を提供する</p> <p>・日時 同上</p> <p>・場所 同上</p> <p>・従事者人員 学習指導担当者20人が兼務</p> <p>・対象者 同上</p> <p>・支出見込額 0円</p>	<p><b>放課後の居場所を提する事業</b></p> <p>・内容 放課後等をひとりで過ごし食事を摂る児童に対し居場を提供する</p> <p>・日時 同上</p> <p>・場所 同上</p> <p>・従事者人員 学習指導担当者20人が兼務</p> <p>・対象者 同上</p> <p>・支出見込額 0円</p>	<p><b>放課後の居場所を提する事業</b></p> <p>・内容 放課後等をひとりで過ごし食事を摂る児童に対し居場を提供する</p> <p>・日時 同上</p> <p>・場所 同上</p> <p>・従事者人員 学習指導担当者20人が兼務</p> <p>・対象者 同上</p> <p>・支出見込額 0円</p>	<p><b>放課後の居場所を提する事業</b></p> <p>・内容 放課後等をひとりで過ごし食事を摂る児童に対し居場を提供する</p> <p>・日時 同上</p> <p>・場所 同上</p> <p>・従事者人員 学習指導担当者20人が兼務</p> <p>・対象者 同上</p> <p>・支出見込額 0円</p>	<p><b>放課後の居場所を提する事業</b></p> <p>・内容 放課後等をひとりで過ごし食事を摂る児童に対し居場を提供する</p> <p>・日時 同上</p> <p>・場所 同上</p> <p>・従事者人員 学習指導担当者20人が兼務</p> <p>・対象者 同上</p> <p>・支出見込額 0円</p>

<b>収支(寄附金を含む)の計画</b>	《収入》 ・会費収入 558,000円 ・事業収入 なし ・寄付金 950,000円 ・助成金 1,038,000円 ・雑収入 14円 ・前期繰越金 1,384,895円  《支出》 ・事業費 食事・学習指導・居所に関する事業費 2,176,000円 ・管理費 199,000円 ・次期繰越金 1,555,909円	《収入》 ・会費収入 560,000円 ・事業収入 なし ・寄付金 600,000円 ・助成金 800,000円 ・前期繰越金 1,555,909円  《支出》 ・事業費 食事・学習指導・居所に関する事業費 2,180,000円 ・管理費 200,000円 ・予備費 100,000円 ・次期繰越金 1,035,909円	《収入》 ・会費収入 580,000円 ・事業収入 なし ・寄付金 700,000円 ・助成金 1,100,000円 ・前期繰越金 1,035,909円  《支出》 ・事業費 食事・学習指導・居所に関する事業費 2,230,000円 ・管理費 210,000円 ・予備費 100,000円 ・次期繰越金 875,909円	《収入》 ・会費収入 600,000円 ・事業収入 なし ・寄付金 700,000円 ・助成金 1,100,000円 ・前期繰越金 875,909円  《支出》 ・事業費 食事・学習指導・居所に関する事業費 2,260,000円 ・管理費 210,000円 ・予備費 100,000円 ・次期繰越金 705,909円	《収入》 ・会費収入 620,000円 ・事業収入 なし ・寄付金 700,000円 ・助成金 1,100,000円 ・前期繰越金 705,909円  《支出》 ・事業費 食事・学習指導・居所に関する事業費 2,280,000円 ・管理費 210,000円 ・予備費 100,000円 ・次期繰越金 535,909円
<b>人員体制の計画</b>	《会員》56人 ・正会員 16人 ・賛助会員 40人 《役員》 ・理事 15人 ・監事 1人 《職員》0人 《その他》 ・ボランティア 40人 ・パート 0人 ・アルバイト 0人	《会員》63人 ・正会員 18人 ・賛助会員 45人 《役員》 ・理事 15人 ・監事 1人 《職員》0人 《その他》 ・ボランティア 40人 ・パート 0人 ・アルバイト 0人	《会員》70人 ・正会員 20人 ・賛助会員 50人 《役員》 ・理事 15人 ・監事 1人 《職員》0人 《その他》 ・ボランティア 46人 ・パート 0人 ・アルバイト 0人	《会員》77人 ・正会員 22人 ・賛助会員 55人 《役員》 ・理事 15人 ・監事 1人 《職員》0人 《その他》 ・ボランティア 46人 ・パート 0人 ・アルバイト 0人	《会員》84人 ・正会員 24人 ・賛助会員 60人 《役員》 ・理事 15人 ・監事 1人 《職員》0人 《その他》 ・ボランティア 46人 ・パート 0人 ・アルバイト 0人

指定要件チェック表（第3表）（条例第4条第1項第3号に適合する旨を説明する書類）

法人名	特定非営利活動法人てらこや食堂ラッキーズ	実績判定期間	令和4年4月1日～令和6年3月31日
-----	----------------------	--------	--------------------

(3) その運営組織及び経理に関し、次に掲げる基準に適合していること。

チェック欄

ア 役員の数に次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること。



(7) 役員及びその親族等

(イ) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等

イ 各社員の表決権が平等であること。

ウ 会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること。

エ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと。

ア

区分	項目	役員数		割合		
		a	b	c	e	
			最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (b ÷ a)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (d ÷ a)
①	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで	14人	0人	0%	2人	14%
②	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	15人	0人	0%	2人	13%
③	年 月 日から 年 月 日まで	人	人	%	人	%
④	年 月 日から 年 月 日まで	人	人	%	人	%
⑤	年 月 日から 年 月 日まで	人	人	%	人	%
	申出日の属する事業年度	16人	0人	0%	2人	13%

(備考) 各欄の人数等は、付表「役員状況」から転記してください。

イ

各社員の表決権が平等であること。	①	②	④	⑤	⑥	申出日の属する事業年度
上記を証する書類の名称とその内容等	はい	はい	はい	はい	はい	はい
特定非営利活動法人てらこや食堂ラッキーズ定款第6章第29条	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ

第3表 (次葉)

ウ

項 目	①	②	③	④	⑤	申出日の 属する事 業年度
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている。	は い ・ <input checked="" type="radio"/> いいえ	は い ・ <input checked="" type="radio"/> いいえ	は い ・ いいえ	は い ・ いいえ	は い ・ いいえ	は い ・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている。	<input checked="" type="radio"/> は い ・ いいえ	<input checked="" type="radio"/> は い ・ いいえ	は い ・ いいえ	は い ・ いいえ	は い ・ いいえ	<input checked="" type="radio"/> は い ・ いいえ

(備考) 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は付表「帳簿組織の状況」を添付してください。

エ

項 目	①	②	③	④	⑤	申出日の 属する事 業年度
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無



## 役 員 の 状 況

法人名	特定非営利活動法人 てらこや食堂ラッキーズ	①	②	③	④	⑤	申 出 時
役 員 数		14 人	15 人	人	人	人	16 人
(1) 最も人数が多い「親族等」 のグループの人数		0 人	0 人	人	人	人	0 人
(2) 最も人数が多い「特定の法 人の役員又は使用人である者 及びこれらの者の親族等」の グループの人数		2 人	2 人	人	人	人	2 人

役 員 の 内 訳										
氏 名	住 所	職名	続柄等	就 任 等 の 状 況						就任・退任 年月日
				①	②	③	④	⑤	申 出 時	
石井 とし子		理事長		○						就任 R2.9.8 R4.8.30 死亡
関 邦子		理事長		○	○				○	就任 R2.9.8 理 事 長 就 任 R4.9.10
田中 修		副 理 事 長		○	○				○	就任 R2.9.8
足立 旬一		副 理 事 長	株式会社 コンティ	○	○				○	就任 R2.9.8
高橋 健吾		理事	公益社団 法人相模 原法人会	○	○				○	就任 R2.9.8
小谷 圭一		理事	公益社団 法人相模 原法人会 株式会社 コンティ	○	○				○	就任 R2.9.8
岸 アヤ子		理事		○	○				○	就任 R2.9.8
遠藤 徳次		理事		○	○				○	就任 R2.9.8
中谷 静香		理事		○	○				○	就任 R2.9.8

佐藤 豊人	[REDACTED]	理事		○	○				○	就任 R2.9.8
熊澤 裕人	[REDACTED]	監事		○	○				○	就任 R2.9.8
谷口 啓之	[REDACTED]	理事		○	○				○	就任 R4.7.1
北村 隆子	[REDACTED]	理事		○	○				○	就任 R4.7.1
安藤 なぎさ	[REDACTED]	理事		○	○				○	就任 R4.7.1
古谷 尚洋	[REDACTED]	理事			○				○	就任 R5.5.20
天野 秀昭	[REDACTED]	理事			○				○	就任 R5.5.20
池ヶ谷 浩	[REDACTED]	理事							○	就任 R6.5.18

## 帳簿組織の状況

法人名	特定非営利活動法人てらこや食堂ラッキーズ		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
現金出納帳	電子データ	随時	7年
総勘定元帳	電子データ	随時	7年
領収証(控)	バインダー	随時	7年
寄付者名簿	電子データ	随時	7年

## (記載要領)

- ・「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「現金出納帳」、「総勘定元帳」、「経費帳」などのように記載します。
- ・「左の帳簿等の形態」欄は、例えば「3枚複写伝票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」のように記載します。
- ・「記帳の時期」欄は、「毎日」、「1週間ごと」等のように記載します。

指定要件チェック表（第4表）（条例第4条第1項第4号に適合する旨を説明する書類）

法人名	特定非営利活動法人てらこや食堂ラッキーズ	実績判定期間	令和4年4月1日～令和6年3月31日
-----	----------------------	--------	--------------------

<p>(4) その事業活動に関し、次に掲げる基準に適合していること。</p> <p>ア 次に掲げる活動を行っていないこと。</p> <p>(7) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。</p> <p>(イ) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること。</p> <p>(ウ) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。</p> <p>イ その役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは3親等以内の親族又はこれらの者と規則で定める特殊の関係のある者に対し特別の利益を与えないことその他の特定の者と特別の関係がないものとして規則で定める基準に適合していること。</p>	チェック欄
	✓

ア

項目	①	②	③	④	⑤	申出日の属する事業年度
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <input type="radio"/> 無	有・ <input type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・ <input type="radio"/> 無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <input type="radio"/> 無	有・ <input type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・ <input type="radio"/> 無
特定の公職の候補者（候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <input type="radio"/> 無	有・ <input type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・ <input type="radio"/> 無

イ

項目	①	②	③	④	⑤	申出日の属する事業年度
役員の職務の内容、職員に対する給与の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input type="radio"/> 無	有・ <input type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・ <input type="radio"/> 無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時点における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input type="radio"/> 無	有・ <input type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・ <input type="radio"/> 無

役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/>	有・ <input checked="" type="radio"/>	有・無	有・無	有・無	有・ <input checked="" type="radio"/>
営利を目的とした事業を行う者及びアの活動を行う者又は特定の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <input checked="" type="radio"/>	有・ <input checked="" type="radio"/>	有・無	有・無	有・無	有・ <input checked="" type="radio"/>

(備考) 付表「役員等に対する報酬等の状況(第4表)付表1」及び「役員等に対する資産の譲渡等の状況等(第4表)付表2」を記載し添付してください。

役員等に対する報酬等の状況（第4表）付表1

法人名 特定非営利活動法人てらこや食堂ラッキーズ

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは3親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係<sup>(注1)</sup>にある者（以下「役員等」という）に対する報酬又は給与の支給等（実績判定期間及び申出書の提出日を含む事業年度開始の日から申出書の提出の日までに行った取引等）について以下の項目を記載してください。

(注1)「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。

- ① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- ② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
- ③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び3親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

1 役員報酬の支給

氏名	職名	支給期間等	支給金額
なし			円
			円
			円
			円
			円

2 役員<sup>(注2)</sup>の親族等である職員に対する給与の支給

受給者の氏名等	役員との関係	支給期間等	支給金額
なし			円
			円
			円
			円
			円
			円

(注2)「役員<sup>(注2)</sup>の親族等」とは、役員<sup>(注2)</sup>の配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係にある者をいいます。  
 (「特殊の関係」は(注1)参照)。

3 給与を得た職員の総数及び総額

集計期間	令和4年 4月 1日 ~ 令和6年 7月 25日	
給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額	
0人	0円	







指定要件チェック表（第5表）（条例第4条第1項第5号及び第6号に適合する旨を説明する書類）

法人名	特定非営利活動法人てらこや食堂ラッキーズ	実績判定期間	令和4年4月1日～令和6年3月31日
-----	----------------------	--------	--------------------

チェック欄
✓

(5) 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを主たる事務所及び市内の事務所（市内の事務所がない場合にあつては、主たる事務所。）において閲覧させること。

ア 条例第3条第2項に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等

イ 条例第4条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類及び第6条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類

ウ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

エ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程

オ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に関する事項、寄附金に関する事項その他の規則で定める事項を記載した書類

カ 助成金の支給を行った場合は、助成の実績を記載した書類

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き 閲覧させることに同意する。		同 意	
		(する)	しない
1	(1) 事業報告書等（事業報告書、計算書類（活動計算書及び貸借対照表）、財産目録、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の名簿） (2) 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿） (3) 定款等（定款並びにその認証及び登記に関する書類の写し）	(する)	しない
2	(1) 条例第4条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類 (2) 条例第6条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類		
3	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
4	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
5	I 次の事項を記載した書類 (1) 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 (2) 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 (3) 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは3親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 (4) 寄附者（役員又は役員の配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 (5) 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 (6) 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 II その他規則で定める書類（条例第4条第1項第3号から第6号まで（第3号イに係る部分を除く。）及び第8号に掲げる基準に適合している旨並びに条例第6条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類）		
6	助成金の支給を行った場合は、助成の実績を記載した書類		

（備考） 閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、当該細則（社内規則）等を添付してください。

第5表 (次葉)

(6) 次に掲げる書類について、正当な理由がある場合を除いて、インターネットの利用により公表すること。

チェック欄

- ア 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- イ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- ウ 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項
- エ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項
- オ 条例第3条第2項に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等  
(年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の名簿及び役員名簿を除く。)

1 小規模法人の適用の有無

平均総収入額 (年間300万円未満) ( (⑥×12) ÷ ⑦ < 300万円 )	小規模法人の適用 <input checked="" type="radio"/> はい ・ <input type="radio"/> いいえ
--	---

判定の対象となる各事業年度	①	②	⑦	④	⑤
	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
総収入額	1,751,093円	2,412,798円	円	円	円

合計総収入額 (※⑥)	4,163,891円
-------------	------------

① から⑤までの合計月数 (※⑦)	24月
-------------------	-----

年総収入額 ( ⑥ × 12 ÷ ⑦ < 300万円 )	2,081,946円
------------------------------	------------

2 インターネットの利用による公表 (1の小規模法人を除く)

次に掲げる書類について、正当な理由がある場合を除いて、インターネットの利用により公表すること。		同意	
		<input checked="" type="radio"/> する	<input type="radio"/> しない
1	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
2	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
3	次の事項を記載した書類 (1) 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 (2) 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項		
4	(1) 事業報告書等 (事業報告書、計算書類 (活動計算書及び貸借対照表)、財産目録) (2) 定款等 (定款並びにその認証及び登記に関する書類)		

指定要件チェック表（第6表）（条例第4条第1項第7号）

(7) 各事業年度において、事業報告書等を特定非営利活動促進法第29条の規定により所轄庁に提出していること。					チェック欄
					✓
各事業年度における、事業報告書等の所轄庁への提出の有無					
①	②	③	④	⑤	
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	

指定要件チェック表（第7表）（条例第4条第1項第8号）

(8) 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）又は法令等に基づいてする行政庁の処分違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと。						チェック欄
						✓
法令等に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無						
①	②	③	④	⑤	申出日の属する事業年度	
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	

指定要件チェック表（第8表）（条例第4条第1項第9号）

(9) 申出書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること。				チェック欄
				✓
事業年度	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日	設立年月日	令和2年9月8日	

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人てらこや食堂ラッキーズ	チェック欄
-----	----------------------	-------

指定又は指定の更新にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は指定又は指定の更新を受けることができません。	✓
---	---

- 1 その役員の中に、次のいずれかに該当する者があるもの
  - (1) 特定非営利活動法人が第20条第1項各号(第3号から第5号まで及び第10号を除く。次号において同じ。)又は第2項各号(第2号(第4条第1項第1号又は第2号に掲げる基準に適合しなくなった場合に限る。)を除く。次号において同じ。)のいずれかに該当し、指定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該指定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの効力を生じた日から5年を経過しないもの
  - (2) 特定非営利活動促進法第47条第1号イに該当する者
  - (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
  - (4) 特定非営利活動促進法の規定、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)の規定(同法第32条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く。)若しくは神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)の規定に違反したことにより、若しくは刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正15年法律第60号)の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとすることに関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
  - (5) 暴力団の構成員等(暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号及び第7号において同じ。)の構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。)又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。第7号において同じ。)
- 2 第20条第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当し、指定を取り消された場合において、その取消しの効力を生じた日から5年を経過しないもの
- 3 特定非営利活動促進法第67条第1項第2号若しくは第3号の規定により認定を取り消され、又は同条第3項において準用する同条第1項第2号若しくは第3号の規定により特例認定を取り消された場合において、その取消しの日から5年を経過しないもの
- 4 その定款又は事業計画書の内容が法令等又は法令等に基づいてする行政庁の処分違反しているもの
- 5 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しないもの
- 6 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しないもの
- 7 次のいずれかに該当するもの
  - (1) 暴力団
  - (2) 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にあるもの

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
(1)	指定特定非営利活動法人が条例第20条第1項各号(第3号から第5号まで及び第10号を除く。次号において同じ。)又は第2項各号(第2号(第4条第1項第1号又は第2号に掲げる基準に適合しなくなった場合に限る。)を除く。次号において同じ。)のいずれかに該当し、指定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該指定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの効力を生じた日から5年を経過しないもの	有・ <input type="radio"/> 無
(2)	特定非営利活動促進法第47条第1号イに該当する者	有・ <input type="radio"/> 無
(3)	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者	有・ <input type="radio"/> 無

欠格事由チェック表（次葉）

(4)	特定非営利活動促進法の規定、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第32条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く。）若しくは神奈川県暴力団排除条例の規定に違反したことにより、若しくは刑法第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとするに關する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
(5)	暴力団の構成員等（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号及び第7号において同じ。）の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。第7号において同じ。）	有・ <input checked="" type="radio"/> 無

2	指定を取り消されその取消しの効力を生じた日から5年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	-----------------------------------	--

3	特定非営利活動促進法第67条第1項第2号若しくは第3号の規定により認定を取り消され、又は同条第3項において準用する同条第1項第2号若しくは第3号の規定により特例認定を取り消された場合において、その取消しの日から5年を経過しないもの	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	---	--

4	定款又は事業計画書の内容が法令等又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反している法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	---	--

5	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	--	--

6	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	---	--

7	次のいずれかに該当する法人	
ア	暴力団	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
イ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ

(備考) 上記5に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに、関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付してください。

上記欠格事由1から7のいずれにも該当しないことを誓約します。

令和 6年 7月 25日

所在地 相模原市南区相模大野六丁目 11番 25号

報徳二宮神社 2階

法人の名称 特定非営利活動法人てらこや食堂ラッキーズ

代表者の氏名 関 邦子

